

要　望　書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年7月

全　国　市　議　会　議　長　会
会　長　山　田　一　仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長　三　輪　正　善
(関市議会議長)

目 次

1	地方分権改革の推進について	1
2	地方創生の推進について	2
3	参議院選挙における合区の解消について	4
4	地方議会の機能強化等について	5
5	地方議会議員の厚生年金への加入について	6
6	防災・減災対策の充実強化について	7
7	消防防災体制の充実強化について	8
8	過疎地域の自立促進について	10
9	合併市町村に対する支援の拡充について	11
10	社会保障・税番号制度に係る取組強化について	12
11	基地対策関係予算の確保等について	13
12	治安対策の強化等について	15
13	北方領土返還について	16
14	竹島の領有権確立について	18
15	日米地位協定の抜本的な改定について	19
16	人権救済制度の確立について	20

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、平成5年の衆議院及び参議院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を超え、平成26年からは、地方の発意に根ざした新たな取組を推進するため「提案募集方式」が導入され、農地転用許可権限の地方への移譲、地方版ハローワークの創設をはじめとした事務・権限の移譲が実現をみて いる。

地方分権改革は着実に進展してきているが、義務付け・枠付けの見直し、国から地方への権限移譲や都道府県から基礎自治体への権限移譲等は、未だに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲等

今後の地方分権改革においても、地域が自主的・自立的な取組を行うことができるよう、更なる義務付け・枠付けの見直し、国から地方及び都道府県から基礎自治体への更なる権限移譲を行うこと。

また、「提案募集方式」については、基礎自治体の意見を十分踏まえ、提案事項の実現を図ること。

なお、提案事項のうち、議会の議決事項から一部除外を求める提案については、二元代表制における議会の権能を踏まえて慎重に対応すること。

2 国の出先機関改革

国の出先機関については、事務・権限の必要性を精査した上で、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

3 「国と地方の協議の場」における実効性のある運営

法制化された「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

2 地方創生の推進について

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へと移行する中で、国と地方は一致協力して地方創生に向けた取組を進めているが、地方議会も執行機関と連携しながら施策の展開に積極的に取り組んでいるところである。

よって、国においては、地方創生の更なる推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 まち・ひと・しごと創生事業費の安定的確保

「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう引き続き1兆円を上回る額を安定的に確保すること。

2 地方創生推進交付金の総額確保等

「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、事業申請に係る手続を簡素化すること。

また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。

3 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生のための魅力ある地域資源を活かした緊要度の高いまちづくりなどを戦略的に推進するため、特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

4 地方大学の振興及び運営基盤の充実

地方大学は、地域の将来を支える人材や産業の育成に大きく貢献し、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対し、財政支援措置を講じるなど、地方大学等の運営基盤を充実すること。

5 政府関係機関の地方移転の早期実現

政府関係機関の地方移転については、国の「政府関係機関移転基本方針」に基づき策定された「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」等に沿って検討及び検証を主体的に進め、早急かつ円滑にその完全実現を図ること。

6 地方への分散を促進する誘導的な施策の推進

企業や人、物等について、東京一極集中から地方へ分散するよう、誘導的な施策を積極的に推進すること。

7 地方分権改革の一層の促進等

地方が、自主的・主体的に地方創生に取り組めるよう提案募集方式による地方分権改革を一層促進するとともに、地方議会が地域の実情に応じて適切にその役割が発揮できるよう議会の機能強化に努めること。

3 参議院選挙における合区の解消について

二院制を採る我が国において、参議院は、憲法制定以来、一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

昨年7月10日の参議院議員選挙において、人口が少ない県単位の選挙区を統合した初の合区による選挙が実施されたが、今回の合区による選挙は、住民の意思を適切に代表する制度とは言えず、人口のみにより単純に区割りを決定することは、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、地方自治体の活性化を目指した地方創生の流れにも反する。

よって、国においては、今回の合区による参議院選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則に抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

4 地方議会の機能強化等について

地方分権改革の進展により地方自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことと伴い、二元代表制の下で住民の代表機関として執行機関の監視、団体意思の決定及び政策形成などの機能を有する地方議会の役割は一層重要性を増している。

今後の地方分権時代において、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮するためには、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により機能行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 更なる地方議会の機能強化

更なる地方議会の機能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようすること。
- (4) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (5) 議長に議会費予算執行権を付与すること。

2 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

5 地方議会議員の厚生年金への加入について

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専業化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

6 防災・減災対策の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災、平成28年熊本地震、鳥取県中部地震をはじめ、集中豪雨・土砂災害、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらすとともに、昨年12月には、新潟県糸魚川市市街地での大規模な火災も発生している。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているところである。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山防災対策の充実強化

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」、「災害対策基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨対策等の充実強化

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進を図ること。
- (2) 台風・集中豪雨等による被害を防止・軽減するため、気象観測体制の強化を図ること。

3 災害復旧・復興支援対策の充実強化

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

4 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

7 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、集中豪雨、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るために、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2 緊急防災・減災事業債の充実・拡充

緊急防災・減災事業債については、今後も地域の実情や災害態様の多様性に応じた柔軟で幅広い防災・減災事業に活用できるよう、対象事業及び財政措置を充実・拡充すること。

3 消防防災通信ネットワークの充実強化

消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねないことから、財政措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル方式への移行に対しても、財政措置を充実強化すること。

4 消防団の充実強化

地域の防災力の強化を図るため、安全対策も含めた装備の充実や装備基準の抜本的見直し、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、財政措置を充実強化すること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ること

とにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動を充実強化すること。

5 消防広域化事業に対する財政措置の充実強化

平成25年4月に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を踏まえた消防の広域化の推進に当たっては、引き続き必要な財政措置を充実強化すること。

8 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたり議員立法として制定された過疎法の下、上下水道や道路等の公共施設の整備等に一定の成果を得ている。

このような中、現行の過疎法については、国勢調査結果を踏まえ、平成22年、26年及び29年に新たな要件を満たす市町村の追加や過疎対策事業債の対象事業の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講じること。

2 過疎地域への税制上の配慮

過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化及び農林水産業の振興を推し進めるため、税制等の優遇措置を拡充・強化するとともに、税制の優遇措置に伴う減収分については、地方交付税により補てんすること。

9 合併市町村に対する支援の拡充について

平成11年から始まった、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は約半数まで減少し、全国的な市町村合併の推進については、平成22年3月末で一区切りとされたところである。

合併市町村は、これまで様々な行財政改革に取り組んできたところであるが、合併後の新たな行財政需要の増大など多くの課題を抱えていることから、更なる支援措置の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 普通交付税の合併算定替終了後においても安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態を十分反映した交付税算定を行うこと。
- (3) 今後、建設需要の増大に伴う建設資材の高騰、技術者の不足等により、建設事業年度の延長が懸念されることから、合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう、東日本大震災の被災市町村以外の合併市町村の合併特例債の発行期限を被災した合併市町村と同様の期間に延長すること。
- (4) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政措置を講じること。

10 社会保障・税番号制度に係る取組強化について

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、国民の利便性の向上と行政手続きの効率化、社会保障給付の適正化を図り、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるものである。

同制度は、平成27年10月から個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付と制度の運用が開始されており、平成29年7月からは地方自治体と他の行政機関等との情報連携やマイナポータルの試行運用が開始される。

このような中、各地方自治体は、情報連携に向けてシステム改修や連携テスト等の制度の運用を行っているが、地方自治体の負担軽減のため財政措置の拡充が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 制度の運用に係る経費への財政措置の拡充

情報連携に向けたシステム改修、情報提供ネットワークシステムとの連携テスト等の制度の運用に係る地方自治体の負担軽減のため財政措置を拡充すること。

2 制度の周知徹底等

国民に対して制度の趣旨、制度の仕組み、効果等について一層の周知徹底を図るとともに、セキュリティ対策に万全を期すこと。

11 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金の所要額を確保するとともに、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。

なお、調整交付金については、基地交付金と同様の性格を有していることから、今後は、概算要求に当たってマイナスシーリングの対象とならないよう基地交付金と同様に義務的経費として取り扱うこと。

2 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準の緩和がなされたが、今後、更に緩和を図るとともに、所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金は、基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るために重要な施策であり、基地関係市町村は、同交付金を活用しつつ生活環境の整備や住民福祉の向上等に銳意努力しているものの、基地関係施設の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により厳しい財政状況にあることに鑑み、同交付金の所要額を確保すること。

3 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機による低空飛行訓練により、訓練空域周辺の住民は、耐え難い騒音被害とともに、事故への不安に悩まされるなど、日常生活において様々な悪影響を受けていることから、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対して、更なる働きかけを行うとともに、騒音被害が解消されるまでの間、

国が責任を持って防音対策等の予算措置をはじめとした必要な措置を講じること。

12 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

更に、各地で無差別犯罪が続発するなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

13 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は永年の日本国民の悲願である。

また、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

これまで日ロ間では様々な合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことでは一致しているものの、未だ具体的な進展がない状況である。

一方、ロシアをめぐる国際情勢が複雑化する中、日ロ間の首脳レベルでの対話が活発に重ねられており、平成28年12月の日ロ首脳会談では、北方四島での共同経済活動について議論され、今後も協議を続けることが合意されるなど、北方領土問題の具体的進展に向けた動きが注視されるところである。

このような状況を踏まえ、早期の返還実現に向けて、返還要求運動をより効果的な国民総意の運動へと展開し、北方領土返還要求の正当性を国内外に積極的に訴えていくことが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、対ロ外交交渉を強力に推し進めるとともに、国内世論や国際世論の喚起高揚に向け、国内世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び青少年に対する北方領土教育の充実、さらには返還要求運動の後継者育成の強化等に取り組むこと。

2 北方領土隣接地域の振興対策等

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

3 北方四島における共同経済活動の実現

平成28年12月の日ロ首脳会談において協議を開始することで合意された北方四島における共同経済活動の実現にあたっては、北方領土隣接地域のこれまでの歴史的経緯や交流実績、地理的優位性を活かし、北方領土隣接地域と北方四島を「北方四島経済活動特区」として位置付けるとともに、共同経済活動の実現に向けた協議を加速すること。

14 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

平成24年8月、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなどの対応を取ったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

15　日米地位協定の抜本的な改定について

在日米軍基地周辺地域においては、戦後70年余が経過した今日においても、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊、米兵等による事件・事故など、在日米軍基地から派生する諸問題により、周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

これまで、在日米軍基地から派生する事件・事故等が発生する度に関係自治体や議会は強く抗議し、抜本的解決を求めてきたところであるが、政府は、裁判権の行使に関する運用の見直しなど日米地位協定の運用改善により対応してきた。

しかし、在日米軍基地に起因する諸問題の解決には、日米地位協定の運用改善による対応では限界があり、抜本的改定が必要である。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るために、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。

16 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別情報の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。